

公益社団法人上十三法人会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人上十三法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を青森県十和田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税務知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究及び提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主に十和田税務署管内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 十和田税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、入会することができる。

(経費の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対して、総会の日から2週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき。

(2) 解散し、事業を閉鎖したとき。

(3) 死亡(個人である賛助会員の場合に限る。)したとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第13条 通常総会は、毎年度1回事業年度終了後3か月以内に開催する。
2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招 集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったときは、会長は、その日から6週間以内の日を臨時総会の日とする招集の通知を発しなければならない。
3 総会は、開催日の2週間前までに、日時及び場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面で通知しなければならない。

(議 長)

- 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、筆頭副会長がこれに当たる。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を会長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

- 第19条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 45名以上55名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を筆頭副会長、6名以内を副会長とする。

3 理事のうち1名を専務理事とすることができる。

4 第2項の会長及び筆頭副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長及び前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び筆頭副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総括執行し、副会長及び専務理事は、本会の業務を分担執行する。

3 会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告のため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

第29条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。

3 顧問及び相談役は、本会の運営上重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事の全員をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) 総会の招集に関する事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、筆頭副会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合にこれを開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき、又はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。

(3) 第25条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求した監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2号により理事が招集する場合及び前条第3号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2号又は第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内に開催する理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、筆頭副会長が議長の職務を代行する。

(議決権)

第35条 理事は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 委員会等

(委員会)

第40条 本会の事業の推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第41条 本会の事業の円滑な推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議により支部を設置することができる。

2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第42条 本会の事業の推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議により部会を設置することができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度開始日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。ただし、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前項の変更を行った場合(同項ただし書きの事項について変更を行った場合を除く。)は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東奥日報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事会の承認を得て会長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(細 則)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事	白 山 春 男 (会長)
同上	桜 田 裕 幸 (筆頭副会長)
業務執行理事	大 竹 正 美 (副会長)
同上	竹ヶ原 實 (副会長)
同上	川守田 光 男 (副会長)
同上	工 藤 幸 三 (副会長)
同上	中 村 健 (副会長)
同上	杉 山 茂 夫 (副会長)
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。